

令和2年4月13日

保護者 様

みよし市立黒笹小学校
校長 吉野 嘉郎

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休校期間延長に伴う対応について

清明の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、4月10日に愛知県から「緊急事態宣言」が出され、県民に対して、生活の維持のために必要な場合を除き、外出の自粛が要請されました。それらの要請を受け、同日、みよし市教育委員会から臨時休校期間を5月6日（水）まで延長する旨の通知がありました。本校では、下記の通り対応してまいります。突然のこと続きで大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

記

1 休校延長期間

臨時休校期間を令和2年5月6日（水）まで延長する

2 本校における具体的な対応

(1) 休業中の学校からの連絡について

- ・これまで同様、絆メールおよび学校のホームページで行います。
- ・トップページに「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時休業中のお知らせ（4/7）」というリンク先を掲載していますので、ご確認ください。
- ・4月17日（金）に予定していた各家庭への電話連絡を取りやめ、お子様の様子の把握のため、同日、各家庭を訪問させていただきます。その折に、学校及びPTAからの文書も配布いたします。お留守の場合は、ポストに入れさせていただきますので、ご了承ください。

(2) 延長された休業中の家庭学習

- ・4月17日（金）の家庭訪問時に、翌週からの家庭学習に必要な教材及びプリント類も配布いたします。

(3) 体調の把握について

- ・体温の測定や日常の健康状態の確認を心がけてください。
- ・家庭においても手洗い・咳エチケットなど、感染予防の徹底をお願いします。やむを得ず外出をする場合は、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動をすることをお子様にもご指導ください。
- ・「児童の感染が判明した場合」「児童が濃厚接触者に特定された場合」は教頭までご連絡をお願いいたします。ご連絡いただいた内容については、厳正な情報管理に努め、感染症拡大防止のための目的以外には使用しません。

(4) 自主登校教室

- ・これまで通り設置されます。

(5) その他

- ・4月7日付「臨時休校に伴う行事・提出文書の変更について（4月7日版）」でお知らせした提出文書の提出日で「登校が開始になった日（4月20日の予定）」となっているものは、「登校が開始になった日（5月7日の予定）」と読み替えをお願いします。

PTA 総会の実施方法変更に伴う委任状

小中学生総合保障制度申込（希望者） ※申込書の中の加入依頼日が4月中ならば、5月1日から保障されます

ゆう&ゆう申込書（希望者） 健康手帳（1・4年） 健康調査表・健康カード（2～6年）

【問い合わせ先】

黒笹小学校 教頭（西條）

電話 36-1928